

寒川町立小中学校における食物アレルギー対応基本方針

寒川町教育委員会
令和 4 年 11 月

1. 趣旨

本方針は、寒川町立小中学校における食物アレルギーを有する児童生徒への対応に関して、文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成 27 年 3 月）やこれまでの各学校の取り組み、社会情勢等も踏まえ課題を整理したうえで、教育委員会と学校の基本的な対応を定めたものです。

教育委員会と学校は、本方針に則り、保護者も含めた関係者と相互の理解と信頼、連携・協力のもと取り組んで参ります。

2. 学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

食物アレルギーによる事故は、生命にかかわる可能性があることから、学校生活における対応で最優先すべきは安全性の確保です。アレルギー症状の強さや原因食物（アレルゲン）の種類はそれぞれ異なるため、学校生活や給食の管理、緊急時における対処法も異なります。食物アレルギーを有する児童生徒への対応を適切に行うためには、まず全教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しい知識を持つことが重要です。

学校における食物アレルギー対応の基礎として、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（公益財団法人日本学校保健会作成）」、「学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省）」に準拠し、対象となる児童生徒の情報を正しく収集し、保護者に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を求め、学校内に「食物アレルギー対応委員会」を設置し、学校における食物アレルギー対応の具体的な内容を「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等に基づいて検討・決定するものとします。

本方針における基本的な考え方（原則）では、前段の各種ガイドラインと合わせ、別添「食物アレルギー対応の手引き」等に基づいた運用を行うものとし、児童生徒を第一に考え学校生活が安心して安全に過ごせるように、学校の対応環境の実情により、校長のリーダーシップのもと、全教職員の共通理解を図っていくものとします。まず、事故を未然に防ぐことができるよう日々の学校生活において全教職員がアレルギー対応を意識し、また、緊急時は組織で対応できる体制を整備します。

【参考】

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成 20 年 3 月、公益財団法人日本学校保健会）

「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成 27 年 3 月、文部科学省）

「学校における食物アレルギーの手引き」（平成 28 年 3 月、長野県教育委員会）